

神戸市共同企業体取扱要綱

平成6年11月11日 市長決定
最終改正 令和6.3.22

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が入札する工事における共同企業体の取扱いについて、適正な基準を定めることにより、共同企業体の合理的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録 神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条の2第1項に規定する手続による認定及び規則第15条において準用する規則第3条の2第1項に規定する手続による認定を受けること
- (2) 神戸市工事請負入札参加資格 登録によって認定された資格
- (3) 等級 神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（平成20年3月17日行財政局長決定）に基づく等級
- (4) 再建申立て 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 懸案構成員 共同企業体の構成員のうち、再建申立てがあり若しくは破産し又は神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けた者
- (6) 残存構成員 懸案構成員が生じた共同企業体の構成員のうち、当該懸案構成員を除く者
- (7) 入札参加資格 一般競争入札において工事ごとに定める、入札に参加する者に必要な資格
- (8) 入札参加申請 一般競争入札における入札参加資格の審査の申請

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、次の2種類とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 特定の工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体
- (2) 経常建設共同企業体 継続的な協業関係を確保することにより優良な地元中小・中堅建設業者の振興を図ることを目的として、登録の期間を通じて結成する共同企業体

(共同企業体の取扱い)

第4条 共同企業体（以下「JV」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

	特定建設工事共同企業体 (以下「特定JV」という。)	経常建設共同企業体 (以下「経常JV」という。)
1 対象工事等	ア 対象工事 原則として、契約予定金額が次に掲げる基準以上の大規模工事であって、技術的難度の高いものとする。 a 土木 概ね7億円以上 b 建築 概ね15億円以上 c 設備・その他（ただしプラント設備工事を除く）概ね5億円以上 ただし、上記以外のものであっても、特別の事情があり、かつ円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要があると認められるものについては、この限りでない。 イ 単独企業との混合入札 アの対象工事において、単独で確実かつ円滑に施工することができる者があると認められるときは、当該工事の入札に、単独企業を参加させることができるものとする。	単独企業と同様の取扱いとする。
2 構成等	全構成員が各々工事ごとにあらかじ	同左

(1) 施工方式	め定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって施工する共同施工方式とする。	
(2) 結成方法	自主結成とする。	同左
(3) 構成員の数	2社又は3社とし、工事ごとに定めるものとする。	2社又は3社とする。
(4) 構成員の組合せ	最上位等級に属する者の組合せとする。ただし、施工技術上の特段の必要がある場合はこの限りでない。	同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。
(5) 各構成員が満たすべき資格	ア 神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 イ その他工事ごとに定める資格を満たすこと。	ア 神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 イ 神戸市内に本店を有すること。 ウ その他経常JVの登録の手續に係る公告において定める資格を満たすこと。
(6) 出資比率	各構成員について、構成員が2社のときは100分の30以上、3社のときは100分の20以上とする。	特定JVの場合と同様とし、受注した工事ごとに構成員において自主的に定め、契約締結後、経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(様式第3号)により速やかに届出させるものとする。
(7) 代表者	構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大であるものとする。	構成員において決定された者とする。
3 結成手續等	ア 結成手續 工事ごとに定める期日までに、次の書類を提出させるものとする。 特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書(様式第1号)	ア 結成手續 登録の手續に係る公告において定める期日までに、次の書類を提出させるものとする。 (ア) 経常建設共同企業体認定申請書兼協定書(様式第2号) (イ) その他登録の手續に係る公告において定める書類 イ 登録できるJVの数 同一単独企業において、1業種につき1つとする。 ウ 単独企業との同時登録の制限 同一の業種において、経常JVとして登録する場合には、当該経常JVの構成員の単独企業としての神戸市工事請負入札参加資格は失われるものとする。
4 懸案構成員が生じた場合の処理 (特定JV・経常JV共通)	ア 通則(懸案構成員の取扱い等) (ア) 再建申立ての場合 a 残存構成員は、懸案構成員が構成員としての義務を果たすことができるか否かを実質的に判断し、懸案構成員を残留させるか、又はこれを脱退させ若しくは除名するかを決定するものとする。 b aにおいて、経常JVの懸案構成員が脱退し又は除名された後、当該懸案構成員の経営状況が窮境でなくなったときは、市長は、経常JVの3アの規定にかかわらず、従前の構成員による当該経常JVの再結成及び登録を、随時に認めることができる。 (イ) 破産の場合 残存構成員は、懸案構成員を脱退させ又は除名するものとする。	

	<p>(ウ) 指名停止の場合 残存構成員は、本契約成立後又は経常 J V の場合は、特に必要と認められる場合を除き、懸案構成員を脱退させ又は除名することができないものとする。</p> <p>イ 一般競争入札の入札前に懸案構成員が生じた場合</p> <p>(ア) 市長は、懸案構成員が生じた時点の当該 J V に対し、入札参加資格の審査の結果の通知の前においては、当該資格がないと認定するものとし、当該通知の後においては、当該資格がなくなった旨通知する。</p> <p>(イ) 市長は、当該工事の入札参加申請の受付期限にかかわらず、次に掲げる者が当該工事の入札参加資格を満たす限り、その者の入札参加申請により、その参加を認めることができる。</p> <p> a 特定 J V の場合</p> <p> (a) 懸案構成員に代わる構成員を補充した特定 J V</p> <p> (b) 残存構成員のみによる特定 J V</p> <p> (c) 残存構成員である各々の単独企業</p> <p> b 経常 J V の場合</p> <p> (a) 残存構成員のみによる経常 J V (指名停止の場合を除く)</p> <p> (b) 残存構成員である各々の単独企業</p> <p>ウ 指名競争入札の入札前に懸案構成員が生じた場合 市長は、当該経常 J V に対し、次の処理を行う。</p> <p>(ア) 懸案構成員が残留する場合及び指名停止の場合 指名を取り消す。</p> <p>(イ) 懸案構成員が脱退し又は除名された場合 (指名停止の場合を除く) 残存構成員の施工能力その他の指名理由を考慮し、残存構成員のみによる経常 J V について指名を取り消すか否かを決定する。</p> <p>エ 入札後に懸案構成員が生じた場合</p> <p>(ア) 市長その他の発注者は、契約の相手方の施工能力、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を総合的に勘案した上で、契約の履行が可能か否かを判断し、契約を継続するか否かを決定する。</p> <p>(イ) 市会の議決に付すべき契約において、仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間にあっては、市長は、懸案構成員の状況により、仮契約を解除することができる。</p>	
<p>5 構成員の脱退又は除名に伴う処理</p>	<p>—</p>	<p>改めて等級格付を行うものとする。</p>
<p>6 存続期限</p>	<p>契約の履行後、発注者の承認を得て解散するまでとする。</p>	<p>登録の有効期限までとする。 ただし、当該期限において履行未了の契約があるときは、当該契約の履行後、発注者の承認を得て解散するまでとする。</p>

(施行細目の委任)

第 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

施行：平成 6. 12. 1 改正施行：平成 11. 4. 1、平成 12. 4. 1、平成 14. 4. 24、平成 15. 4. 1、平成 19. 4. 1、平成 20. 4. 1、平成 25. 4. 1、令和 2. 4. 1、令和 4. 4. 1、令和 6. 4. 1

特定建設工事共同企業体 認定申請書兼協定書

年 月 日

神戸市長 あて

請負工事の共同施工を行うため下記の協定書のとおり_____特定建設工事共同企業体を結成したので、入札参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(工事名)

(1) 神戸市発注に係る_____

(当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第4条 当企業体は、_____年_____月_____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

所在地 _____

商号 _____

所在地 _____

商号 _____

所在地 _____

商号 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 第5条に定める全構成員は当企業体の代表者を代理人と定め、当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、当企業体が存続する間、入札の参加申請、見積及び入札、契約締結、復代理人選任、債権者登録、発注者及び監督官庁等との折衝、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)及び保証金の請求及び受領、当企業体に属する財産の管理、並びにその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____ %

_____ %

_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名する

ことができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

_____外_____社は、以上のとおり

_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として
この協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

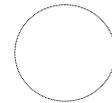
年 月 日

_____特定建設工事共同企業体

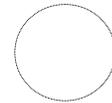
(代表者)

所 在 地
商 号
代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

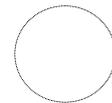


J V 使用印鑑



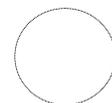
所 在 地
商 号
代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑



所 在 地
商 号
代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑



経常建設共同企業体 認定申請書兼協定書

年 月 日

神戸市長 あて

請負工事の共同施工を行うため下記の協定書のとおり _____ 経常建設共同企業体を結成したので、入札参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を神戸市 _____ に置く。

(成立の時期及び存続期限)

(申請日)

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、その存続期限は _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。ただし、存続期限を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後発注者の承認があるまでは解散することができない。

2 前項の存続期限は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

所在地

商号

所在地

商号

所在地

商号

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 第5条に定める全構成員は当企業体の代表者を代理人と定め、当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、当企業体が存続する間、

入札の参加申請、見積及び入札、契約締結、復代理人選任、債権者登録、発注者及び監督官庁等との折衝、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金の請求及び受領、当企業体に属する財産の管理、並びにその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は当該建設工事毎に経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号。以下「第8条に基づく協定書」という。）に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

_____外_____社は、以上のとおり

_____經常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠として
この協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

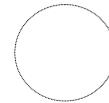
年 月 日

_____經常建設共同企業体

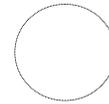
(代表者)

所 在 地
商 号
代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑

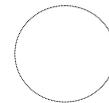


JV 使用印鑑



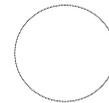
所 在 地
商 号
代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑



所 在 地
商 号
代表者又は受任者職氏名

単社使用印鑑



経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

下記工事については、当経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、各構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 発注者 _____

2 工事名 _____

3 各構成員の出資の割合 _____ %

_____ %

_____ %

(代表者)

_____外_____社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

_____ 経常建設共同企業体

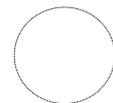
(代表者)

所在地 _____

商号 _____

代表者又は受任者職氏名 _____

単社使用印鑑

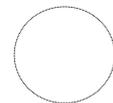


単社使用印鑑

所在地 _____

商号 _____

代表者又は受任者職氏名 _____



単社使用印鑑

所在地
商号
代表者又は受任者職氏名

